

忠岡町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	忠岡町教育委員会
任命権者	教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
忠岡町における障害者雇用に関する現状と課題	忠岡町教育委員会においては、令和6年6月1日現在において、任免状況通報の対象外となっている。 雇用義務が生じた際の法定雇用率は、令和8年7月までに3.0%へと引き上げられることとなっている。 財政上、雇用することの出来る人の数が限られるため、突然の退職によっては一時的に法定雇用率の維持が難しくなる場合がある。
目標	
①採用に関する目標	自治体における障害者雇用の趣旨も鑑み、障害者である応募者を念頭に置いた形での職員の応募を検討する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法) 毎年任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者の選任義務が生じた場合は、当該者として教育課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者の在職する部署や障害者からのヒアリングを通じて、障害者を雇用する上で再度検討すべき、職務の適性（内容・分量）について検討する。 ○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、組織外の関係機関（大阪労働局、泉大津公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推	○障害のある職員からの相談や毎年行われる人事評価におい

進するための環境整備・人事管理	て、勤務する上で必要とする配慮が十分か否か等を聞くことができる機会を設ける。 ○現在雇用する障害者や障害者施策担当課からの聞き取りにより、施設の整備状況について定期的な検討を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。